

## 第29 共同住宅用非常警報設備

### I 外観検査

#### 1 常用電源

第27 共同住宅用自動火災報知設備Ⅰ. 1に準じたものであること。

#### 2 配線（電源回路の配線を除く。）

第27 共同住宅用自動火災報知設備Ⅰ. 2に準じたものであること。

#### 3 操作部

操作部は守衛室等常時人のいる場所で、かつ、防火上有効な措置を講じた場所に設けてあること。ただし、操作部の一回線型で起動装置と一体となっているものは、起動装置の設置の例により設けてあること。

#### 4 起動装置、音響装置

- (1) 雨水等の影響を受け又は可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、それぞれ適当な防護措置を講じ又は防爆構造のものを使用していること。
- (2) 階段から5m以内に設置されていること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けることができる。

### II 性能検査

#### 1 配線検査

第16 非常警報設備Ⅱ. 1に準じたものであること。

#### 2 起動装置検査

第16 非常警報設備Ⅱ. 2. (2). アに準じたものであること。

#### 3 音響装置検査

##### (1) 方法

音響装置の中心から1m離れた位置で、騒音計（A特性）を用いてその音圧を測定する。

##### (2) 合否の判定

騒音計（A特性）を用いて測定した音圧が、90db以上であること。

#### 4 非常電源（内蔵のものに限る）

##### (1) 方法

主電源の遮断及び復旧を行う。

- (2) 合否の判定  
電源の自動切換機能が正常であること。